

学生応援給付金について

【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、自分で働いて得たお金等で授業料等を賄っている学生の収入が減少し、授業料の支払いが困難となっている学生を支援します。

【対象者】

次の（１）から（６）までのすべてにあてはまる学生

※学生とは、大学生、大学院生、短大生、高等専門学校生（４年次以上に限る。）、専修学校生（一般的に「専門学校」といわれる学校の学生）

- （１）自分で働いて得たお金及び貸付型奨学金で授業料を賄っていること（就労収入のみでも対象。授業料の納付に就労収入が充てられている必要があります。）
- （２）令和３年３月３１日現在で流山市に住民票が作成されていること
- （３）この給付金と類似した給付金（給付型の奨学金を含み、定額給付金を除く。）を受けていないこと
- （４）令和３年度前期（又は４月～９月分）の授業料が未納であること
- （５）新型コロナウイルス感染症対応により就労（アルバイト）による収入が減少していること（雇用調整助成金などが支給されている場合は、その雇用調整助成金を含めて減少している必要があります。）
- （６）令和３年３月３１日現在の学生本人の預貯金の合計額が授業料の額と３５万円の合計額よりも少ないこと

【給付金額】

通う学校の前期授業料（減免されている場合は、減免後の授業料）の全額（上限５０万円）

【申請方法】

別添申請書に必要事項（学校からの証明を含む。）を記入のうえ、次の書類を添付して、申請先へ直接持参又は郵送してください。

- （１）令和３年度において学生であることを証明するもの（学生証の場合には、有効期限や在籍確認等がされているものに限る。）
- （２）令和３年度の学校の授業料がわかる書類（減免されている場合は、減免決定通知書なども一緒に添付）

- (3) 令和2年度後期(10月から3月まで)の授業料を学生本人が納入していることがわかる書類(学生本人の通帳の写し及び領収書など。)
- (4) 新型コロナウイルス感染症対応により収入が減少したことがわかる書類(給料明細(令和2年10月または11月のもの及び令和3年1月から3月までのもの→比較するために両方とも必要)又は通帳の写し)
- (5) 学生名義の通帳の写し(所持しているもの全て)
通帳がない場合には、令和3年3月31日現在の残高がわかるもの。

※このほか、状況に応じて別途書類が必要になる場合があります。また、雇用調整助成金の状況なども確認させていただきますので、申請前に必ずご相談ください。

【申請受付期間】

令和3年6月30日まで(郵送の場合は必着)

申請前に企画政策課まで事前の相談をお願いします。

申請書提出後、電話等による追加審査をする場合があります。

【申請先】

〒270-0192

流山市平和台1-1-1

流山市役所 企画政策課あて

お問い合わせ先:

流山市役所 企画政策課

電話番号04-7150-6064(直通)

平日:8時30分~17時15分